政令第百四十三号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第十一号)の施行に伴い、及び関係法律の

規定に基づき、この政令を制定する。

(関税法施行令の一部改正)

関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)の一部を次のように改正する。

一項第五号中「第二二 八・九 号の一の二のB」を「第二二 八・九 第八十五条」を「・第八十三条」に、「第八十六条」を「第八十四条」 号の一の二のBの心 に改める。

に改め、 同条第二項第一号中「関税暫定措置法 (昭和三十五年法律第三十六号)別表第一第二二 七・

号の二及び第二二 八・九 号の一の二のA」を「定率法別表第二二 七・一 号の二の一及び第二

号の一の〇のAの〇」に、「定率法別表第二二 七・一 号の一の〇」を「同表第二二 七

号の一の□のB」に改め、 同項第二号中「関税暫定措置法」の下に「(昭和三十五年法律第三十六

号)」を加え、同項第三号を削る。

第四条の八中「二十四回」を「六回」に改める。

第四条の十二第七項の表読み替える電子帳簿保存法の規定の欄中「第六条第三項」 の下に「、 第九条の

二」を加える。

第五十一条の十一第二号を次のように改める。

二 次に掲げる法人であること。

1 地方公共団体その他財務省令で定める法人 (イにおいて「地方公共団体等」という。) 又は地方

公共団体等にその株式を所有され、若しくは出資若しくは拠出をされている法人(イに お いし て「 出

資等法人」 という。) にその株式を所有され、 又は出資若しくは拠出をされている法人で、 の 地

方公共団体等の所有に係る株式の数又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額 (出資等法

人にその株式を所有され、又は出資若しくは拠出をされている場合にあつては、 出資等法人の所有

又は出資若しくは拠出の総額に対する出資等法人に係る一の地方公共団体等の所有に係る株式 に係る株式の数又は出資等法人の出資若しくは拠出の金額に、 当該出資等法人の発行済株式の総数 の 数

又は 一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額の割合を乗じて得た株式の数又は出資若しくは

拠出の金額を含む。 が、 その発行済株式の総数又は出資若しくは拠出の総額の百分の三以上であ

るもの

口 地方公共団体

第五十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「仕向地」の下に「並びに仕向人の住所又は居

所及び氏名又は名称」を加える。

第五十九条第一項中「左の」を「次の」 に改め、 同項第二号中「積出地」の下に「並びに仕出人の住所

又は居所及び氏名又は名称」を加える。

第五十九条の三第一項第三号中「航空機により運送された輸入貨物に係る」 を削り、 「当該輸入貨物が

を「輸入貨物が」に改める。

第八十三条を次のように改める。

第八十三条 削除

第八十四条及び第八十五条を削り、 第八章中第八十六条の前に次の二条を加える。

税関事務管理人の届出手続)

第八十四条 法第九十五条第二項前段 税関事務管理人の届 の規定による届出は、 次に掲げる事項を

記載した書面でしなければならない。

- 一 税関事務管理人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 税関事務管理人を定めた理由
- 三 その他参考となるべき事項
- 2 法第九十五条第二項 後段の規定による届出は、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 解任した税関事務管理人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 税関事務管理人を解任した理由
- 二 その他参考となるべき事項

(税関事務管理人を定めることを要しない手続)

第八十五条 法第九十五条第三項 (税関事務管理人を定めることを要しない手続) に規定する政令で定め

る手続は、 法第七条第三項 (事前教示)の規定に基づく手続並びに法第十五条 (入港手続)、 第十七

第 一 項(出港手続)、第十八条(入出港の簡易手続)、第二十条(不開港への出入)、第二十一条) 外

国貨物の仮陸揚げ)、第二十二条(沿海通航船等の外国寄港の届出等)及び第二十五条(船舶又は航空

機 の資格の変更)の規定 (これらの規定が法第二十七条 (船長又は機長の職務代行者)の規定により適

用される場合を含む。)に基づく手続とする。

第九十条の二第一項第一号を削り、同項第二号中「日本工業規格」の下に「(工業標準化法(昭和二十

四年法律第百八十五号) 第十七条第一項 (日本工業規格) に規定する日本工業規格をいう。以下この項に

おいて同じ。) 」を加え、 同号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

関税定率法施行令の一部改正)

関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の九」を「第六十一条の十三」に改める。

第一条の二第一号中「藻類」の下に「、同表第一二一二・九九号の一に掲げるこんにやく芋」を加える。

第五十七条中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号

を加える。

四 法の別表第二二 七・一 号の一の□のA及び二の□に掲げるエチルアルコール

五 法の別表第二二 八 · 九 号の一の二のAの④及びBの④に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒

第五十八条第一項第三号中「前条第四号から第六号まで」を「前条第六号から第八号まで」に改め、 同

条第二項中「前条第四号」を「前条第六号」に改める。

第五十九条中「第四号まで、第七号及び第八号」を「第三号まで、第六号、第九号及び第十号」に、「

第五十七条第四号から第六号まで」を「第五十七条第六号から第八号まで」に、「 同条第七号」を「 同条

第九号」に改める。

第六十一条の三第 一項中「又は回路配置利用権者」を「、 回路配置利用権者又は育成者権者」 に改め、

同条第三項第二号中「又は回路配置利用権」を「、回路配置利用権又は育成者権」に改める。

第六十一条の四第一号中「商標権、 著作権又は著作隣接権」を「特許権、実用新案権、 意匠権、 商標権

著作権、著作隣接権又は育成者権」に改める。

第十二章の三中第六十一条の九の次に次の四条を加える。

(意見を聴くことの求めの手続)

第六十一条の十 法第二十一条の四第一項 (意見を聴くことの求め)の規定による求め (以下この条及び

次条第二項において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、 次に掲げる事項を記載 靴した書! 面

に 当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権 実用新案権又は意匠権 の侵害の行為を組 成 L た

ものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、 これを税関長に提出しなけれ

ばならない。

一 法第二十一条の四第一項に規定する通知日

法第二十一条の四第 一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を

受けたときは、その旨

二 意見照会請求をする旨及びその理由

四 その他参考となるべき事項

特許庁長官に対する意見の求めの手続)

第六十一条の十一 税関長は、 法第二十一条の四第二項 (特許庁長官に対する意見の求め)の規定により

特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び前条に規定する物又は方法の具体的態様であつて自

ら特定したものを記載した書面に、 同条に規定する書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁

長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、 これを特許庁長官に提出しなけ ħ ば ならない。

2 税関長は、 法第二十一条の四第二項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、 そ の 求 め に 係

る意見照会請求をした者及び当該意見照会請求に係る貨物を輸入しようとする者に対し、 前項に規定す

る資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(認定手続を取りやめることの求めの手続)

第六十一条の十二 法第二十一条の五第一項 (認定手続を取りやめることの求め) の規定による求め (第

四号に お いて「認定手続取りやめ請求」 という。) をしようとする者は、 次に掲げる事項を記載 L た書

面を税関長に提出しなければならない。

法第二十一条の五第二項 (通知日の通知) の規定により通知を受けた法第二十一条の四第一 項 (意

見を聴くことの求め)に規定する通知日

二 法第二十一条の四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を

受けたときは、その旨

 \equiv 法第二十一条の四第六項 (意見が述べられた旨の通知) の規定による通知を受けたときは、 当該通

知を受けた日

四 認定手続取りやめ請求をする旨

五 その他参考となるべき事項

税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十一条の十三 第六十一条の六及び第六十一条の七の規定は法第二十一条の五第一項 (認定手続を取

めることの求め)の規定による求めをしようとする者で同条第三項

(金銭の供託)

の規

定に・

より

金

銭を供託すべき旨を命じられたものについて、 第六十一条の八の規定は法第二十一条の五第七項 (供託

され

た金銭等の

)還付)

に規定する権利の実行の手続について、

第六十一条の九第

一項の規定は法第二十

りや

の 五 第九項 第二号 (供託された金銭等の取戻しに係る承認) の承認を受けようとする者につい

第六十一条の九第二項の規定は法第二十一条の五第九項第三号(供託された金銭等の取戻しに係る承認

の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、 次の表の上欄に掲げる

規定中同表中欄 に掲げる字句は、 それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第六十一条の六第一項

次条

第六十一条の十三において準用

供託をすべき請求者	供託をすべき申立人	第六十一条の七第一項、第二
いて同じ。)		
る次条及び第六十一条の八にお		
六十一条の十三において準用す		
する申立特許権者等をいう。第		
意見を聴くことの求め)に規定		
等 (法第二十一条の四第一項 (
よる申立てをした申立特許権者		
(認定手続の申立て)の規定に		
に係る法第二十一条の二第一項	を輸入しようとする者	第六十一条の六第二項
法第二十一条の五第四項	法第二十一条の三第三項	
供託をすべき請求者	供託をすべき申立人	
する次条		

同条第六項	同条第五項	第六十一条の九第一項
等		
よる申立てをした申立特許権者		
(認定手続の申立て)の規定に		
に係る法第二十一条の二第一項	を輸入しようとする者	第六十一条の七第三項
		の八第一項及び第二項
		及び第四項並びに第六十一条
申立特許権者等	輸入者	第六十一条の七第一項第一号
		及び第四項
法第二十一条の五第三項	法第二十一条の三第一項	第六十一条の七第一項第一号
		二項
法第二十一条の五第六項	一法第二十一条の三第五項	第六十一条の七第一項及び第
		項及び第四項

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

関税暫定措 這法施! 行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項 の表第一号中「六十七円」を「五十四円」に、 「九十九円」を「八十一円」 に改め、 同

表第二号中「五十円」を「四十円」に改め、 同表第三号中「七十一円」を「五十七円」に改め、 同表第四

号中「六十一円」を「四十九円」に改め、 同表第五号中「百九円」を「八十九円」に、 「百十一円」を「

九十一円」に改め、 同表第六号中「六十四円」 を「五十二円」に改め、 同表第七号中「七十六円」を「六

十二円」に改め、 同表第九号中「百八十五円」 を「百八十六円」に改め、 同表第十号中「百十五円」 を「

同表第十一号及び第十二号中「七十六円」を「六十一円」に改め、

百八十五円」を「百八十六円」に改める。

九十四円」

に改め、

第三十八条第一項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

法第八条第一 項第一号に規定する政令で定める貨物は、 関税率表第四一・ 四項から第四一・ 七 項

まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品とする。

同表第十三号中「

第四十四条に次の二項を加える。

5 法第八条第一 項第三号に規定する政令で定める貨物は、 次に掲げる物品とする。

関税率表第三九・二一項に掲げる物品

関税率表第四一・ 七項又は第四一・一二項から第四一・一 四項までに掲げる物品

 \equiv 関税率表第四二・ 五項に掲げる物品

兀

関税率表第四三・

二項又は第四三・

四項に掲げ

る物品

関税率表第五 • 四項 に掲げる物品のうち縫 糸

五

六

関税率

表第五

項

から第五

一三項までに掲

げ

る

物品

七 関税: 率 表第五二・ 八 項 から第五二・ — 二 項 までに掲げ る 物品

関税 率 表第五四・ 項、 第五四 七項又は第五四・ 八 項 に掲げ

うる物品

八

九 関税率表第五五 八項又は第五五 ・一二項から第五五 ・一六項までに掲げ る物品

+ 関税率 表第五六・ 項から第五六・ 三項まで又は第五六・ 九項に掲げる物品

+ 関税率表第六四 六 • 号に掲げる物品

<u>+</u> 関税率表第六四 六・九一号又は第六四 六・九九号に掲げる物品のうち本底及びかかと以外の

もの

十三 関税率表第八三・ 八項に掲げる物品

十四四 関税率表第九六・ 六項又は第九六・ 七項に掲げる物品

6 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める加工又は組立ては、 次に掲げる行為とする。

一 原材料貨物をなめすこと。

原材料貨物に染料、 油脂、 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、 塗布し、 被覆し、

積層すること (製品の輸入の際に原材料貨物 の確認が容易にできる程度の加工を除く。

型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること(製品の輸入

の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。)。

四 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること。

第四十九条の見出し中「特別特恵受益国」の下に「並びに特恵関税の便益を与えない物品等」を加え、

同条第二項中「第一七号、 第二六号、第二七号、第三一号、第三七号から第四 号まで、 第四二号、第五

九号、第一五一号、第一五六号、第一六 号、第一六二号及び第一六三号」を「第二三号、第二四号、 八七号、第八八号、第九二号、第九三号、 二八号、第三四号から第三七号まで、第三九号、第五一号、第五三号から第五六号まで、第六一号、第六 一二四号、第一二五号、第一二七号、第一三八号から第一四 号まで、第一四五号、第一四八号、第一四 第五五号から第五八号まで、第六五号、 第六九号、 第七五号、第七六号、第八 第一 五号から第一 第七三号、第七四号、 号、第八二号、第八三号、第八七号、 七号まで、 第 八 第一一六号、第一一九号、 号 第八一号、第八五号、 第八八号、 第 第 第 第

四号、 五九号、 第一三六号から第一三八号まで、第一四三号、第一四六号から第一四八号まで、 第一六一号及び第一六二号」に改め、 同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え 第一五五号、 第一

第一 三号、第一 六号、第一一二号、第一一五号、第一二 号、第一二一号、第一二

る。

号

第

— 号

2 兀 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、 一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八二四・一(号、第六九一二・ 四 · 九 号に掲げる物品であつて、 平成十七年三月三十一日までに輸入されるものとする。 号及び第九 別表

第五十条第三項中「マレイシア」を「マレーシア」に、 「ヴィエトナム」を「ベトナム」に改める。

第五十七条及び第五十八条中「第五三号及び第五七号」を「第五一号及び第五五号」に改める。

第六十二条第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四及び十五 削除

第六十三条第四項中「前条第四号、第五号及び第六号」を「前条第四号から第六号まで」に、「第十七

号まで」を「第十三号まで、第十六号、第十七号」に改める。

第六十四条第一項第三号中「関税の」 の下に「軽減又は」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第四十九条関係)

			番
Ξ		_	号
アルジェリア	アフガニスタン	アゼルバイジャン	
			国
			又
			は
			地
			域
			名

— 五 四四 六 一三 インドネシア | | インド 九 八 七 六 五 四 ウガンダ イラン イエメン アンゴラ イラク アンティグア・バーブーダ アルゼンチン ウクライナ アルメニア ウズベキスタン アルバニア

二九	二八	二七	<u>-</u> 六	<u>二</u> 五	<u></u> 四	=	=	=	=	— 九	八	七
ガイアナ	カー ボヴェルデ	ガーナ	オマーン	エルサルバドル	エリトリア	エチオピア	エストニア	エジプト	エクアドル	英領ヴァー ジン諸島地域	英領アンギラ地域	ウルグアイ

四二	四一	四	三九	三八	三七	三六	三五	三四	=======================================	=	Ξ	Ξ
クック諸島地域	グアテマラ	キルギス	キリバス	キューバ	ギニアビサウ	ギニア	カンボジア	ガンビア	カメルーン	ガボン	カナリー 諸島地域	カザフスタン

五五五	五四	五三	五二	五一	五	四九	四八	四七	四六	四 五	四四四	四三
ザンビア	サントメ・プリンシペ	サモア	サウジアラビア	コンゴ民主共和国	コンゴ共和国	コロンビア	コスタリカ	コートジボワール	ケニア	クロアチア	グレナダ	グルジア

六八	六七	六六	六 五	六四	六三	六二	六一	六	五九	五八	五七	五六
赤道ギニア	セーシェル	セウタ及びメリリア地域	スワジランド	スロバキア	スリランカ	スリナム	スーダン	ジンバブエ	シリア	ジャマイカ	ジブラルタル地域	シエラレオネ

八	八	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	六
 		七九	七八	t t	七六	七五	七四	七三	_	_		六九
チェコ	タンザニア	タジキスタン	タイ	タークス及びカイコス諸島地域	ソロモン	ソマリア	セントルシア	セントヘレナ及びその附属諸島地域	セントビンセント	セントクリストファー・ネーヴィス	セルビア・モンテネグロ	セネガル

九 四	九 三	九 二	九 一	九	八 九	八 八	八 七	八六	八 五	八 四	八三	八二
トルコ	トルクメニスタン	トリニダード・トバゴ	ドミニカ共和国	ドミニカ	トケラウ諸島地域	ナー	ツバル	チリ	チュニジア	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。	中央アフリカ	チャド

九 九 九 八 九 七 九 六 九 五 七 六 四 \equiv 五 パナマ トンガ ハイチ バヌアツ パプアニュー ギニア パキスタン バーレーン ネパール ニジェール ニカラグア ニウエ島地域 ナミビア ナイジェリア

=	一 一 九	一 八	一 七	— 六	— — 五	— 四 四	_ _ _ _	_ _ _		_	一 九	八
ブルキナファソ	ブルガリア	ブラジル	仏領ポリネシア地域	フォー クランド諸島及びその附属諸島地域	ブータン	フィリピン	フィジー	バングラデシュ	ハンガリー	バルバドス	パラグアイ	パラオ

		=	=	一 二 九	<u> </u>	- 二 七	_ 二 六	_ <u>=</u> 五	_ 二 四			=
ホンジュラス	ボリビア	ボツワナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポーランド	ペルー	ベリーズ	ベラルーシ	ベネズエラ	ベナン	ベトナム	米領サモア地域	ブルンジ

_													
	— 四 六	— 四 五	— 四 四	— 四 三	— 四 二	— 四 一	— 四	三九	三八	一三七	三六	三五五	三四
	モーリタニア	モーリシャス	メキシコ	ミャンマー	南アフリカ共和国	ミクロネシア	マレー シア	マルタ	マリ	マラウイ	マダガスカル	マケドニア旧ユー ゴスラビア共和国	マーシャル

一 五 九	一 五 八	一 五 七	一 五 六	一 五 五	— 五 四	一 五 三	— 五 二	— 五 一	— 五	— 四 九	— 四 八	四七
リベリア	リビア	リトアニア	ラトビア	ラオス	ヨルダン川西岸及びガザ地域	ヨルダン	モントセラト地域	モンゴル	モロッコ	モルドバ	モルディブ	モザンビーク

一六二 レソト ルワンダ

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

六三

レバノン

第四条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一 項中「第二二 七・一 号の物品のうちアルコール分が九 パーセント未満のもの及び同表

第二二 八・九 号の物品については財務大臣、 同表」を削り、 同条第二項中「財務大臣、 農林水産大臣

を「農林水産大臣」 に改め、 同項後段を削り、 同条第四項中「財務大臣、」 を削り、 同条第五項中 , 財

務省令、」を削る。

三九 別表第 号、第 四 四 四 · 九 号、第 号、第一八 六・二 号、第一八 六・九 四 一・二号、第 四 一・三号、第 号、第一九 四 ≡ -号 第 号 第 四

一 九 一・二 号、第一九 一 · 九 号、第二一・一二号、第二一 ー・二 号、第二 | 六 -

号及び第二一 第 第 四 四 四・一 号及び第 六 ・ 九 号及び第 号の項、第 四 四 二・二一号の項、第 四 九 四 二· 一 号 、 第 号の項並びに第 四 四 二・九一号の項、第 四 二・二一号及び第 五・一 号及び第 四 四 四 二・二九号の項 四 • — 五 九 号の項 号 の

項中「平成一四年四月一日から平成一五年三月三一日まで」を「平成一五年四月一日から平成一六年三月

三一日まで」に改める。

別表第 四 六・一 号、第 兀 六 · 四 号及び第 四 六 ・ 九 号の項中「平成一四年四月一日か

ら平成一五年三月三一日まで」を「平成一五年四月一日から平成一六年三月三一日まで」に、「五二、一

トン」を「五五、二トン」に改める。

三・五 号及び第 七一三・九 号の項中「平成一四年一 月一日から平成一五年三月三一日まで」を「 別表第 七一三・一号、第七一三・三二号、第 七一三・三三号、第 七一三・三九号、 第 七一

平成一五年四月一日から同年九月三 日まで」に、「七一、六 トン」を「三四、 トン」に改め

別表第一 五・九 号の項中「平成一四年一 月一日から平成一五年三月三一日まで」を「平成一五

る。

年四月一日から同年九月三 四 トン」を「一三七、三 日まで」に、「二、 トン」に、「三四、八 四 七 トン」を「二、二二七、一 トン」を「三八、三 トン」に トン」

に、「八七、五

トン」を「九六、四 トン」に改める。

一日まで」を「平成一五年四月一日から同年九月三 日まで」に、「二六六、七 別表第一一 七・一 号及び第一一 七・二 号の項中「平成一四年一 月一日から平成一五年三月三 トン」を「三四

六

トン」

に改める。

三月三一日まで」を「平成一五年四月一日から同年九月三 日まで」に改める。 八・二 号、第一九 一・二 号及び第一九 一・九 別表第一一 八・一二号、第一一 八・一三号、第一一 八・一四号、第一一 号の項中「平成一四年一 八・一九号、第一一 月一日から平成一五年

月一日から平成一五年三月三一日まで」を「平成一五年四月一日から平成一六年三月三一日まで」に改め 別表第一二 二・一 号及び第一二 二・二 号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成一四年四

別表第一七 ≡ -号及び第一七 三
九 号の項中「平成一四年一 月一日から平成一五年三月三

る。

に改める。

別表第一八 六・二 号の項中「平成一四年四月一日から平成一五年三月三一日まで」を「平成一五年

四月一日から平成一六年三月三一日まで」に改める。

別表第二

二 九

別表第二

四月一日から平成一六年三月三一日まで」 に、「三八、

トン」を「三六、五

号の項中「平成一四年四月一日から平成一五年三月三一日まで」を「平成一五年

トン

に改める。

八・二 号の項中「平成 四年四月一日から平成一五年三月三一日まで」を「平成一五年

四月一日から平成一六年三月三一日まで」 に _ 五 、 六 トン」を「五

九

トン」 に改さ め

日から平成一五年三月三一日まで」を「平成一五年四月一日から平成一六年三月三一日まで」に改める。 別表第二一 六 ・ 九 号の項中「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に、 「平成一四年四月

別表第二二 七・一 号及び第二二 八・九 号の項を削る。

別表第四一 一・二号、第四一一・五 号、第四一 一・九

号

第 四 一

四・一号

第四一

第 四 一

七・一二号、

第

四・四一号、第四一 四・四九号、 第 四 一 七・一一号、

四・一九号、

第四一

- 32 -

四 七・一九号、 第 四 一 七・九一号、 第 四 一 七・九二号及び第四一 七・九九号の項、 第 四 五

第 四 一 六・二二号、 第四一一二・ 号及び第四一一三・一 号の項 第 五 号

の項並びに第六四 三・二 号、第六四 三・三 号、第六四 三匹四 号 第六四 三・五一号 第六

四 三・五九号、第六四 三・九一号、第六四 三・九九号、第六四 四・一九号、第六四 四:二号

第六四 五 • 号及び第六四 五 九 号の項中「平成一四年四月一日から平成一五年三月三一日ま

で を「平成一五年四月一日から平成一六年三月三一日まで」 に改める。

附則

施行期日)

第一条 この政令は、 平成十五年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定

める日から施行する。

第三条中関税暫定措置法施行令第四十九条の改正規定(同条の見出し中「特別特恵受益国」の下に「

並びに特恵関税 の便益を与えない物品等」を加える部分及び同条第二項を同条第三項とし、 同条第一項

の次に一項を加える部分に限る。) 平成十五年七月一日

第一条中関税法施行令第五十八条、 第五十九条及び第五十九条の三の改正規定 平成十五年九月一日

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第一項に規定する石油化学製品の原料とし

て平成十五年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、 なお

従前の例による。

(税関関係手数料令の一部改正)

第三条 税関関) 係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二 項中「 若しくは第二号」を削り、 _ 同項第三号から第五号まで」 を「同項第二号から第四号

まで」に改める。

構造改革特別区域法施行令の一部改正)

第四条 構造改革特別区域法施行令(平成十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十一条の十一第二号」を「第五十一条の十一第二号イ」に、 「以上であるものであるこ

ح を「以上であるもの」 に 「以下この号において」 を「イにおいて」に、 「) であること、又は」を